令和８年８月20日

公明党滋賀県本部
代　長　　清水　ひとみ　殿

滋賀県土地家屋調査士会
会長　福　山　浩　平
滋賀県土地家屋調査士政治連盟
会長　國　本　昭　夫

平素より県政の推進に多大なるご尽力を賜っておりますことに、心から敬意を表しますとともに、土地家屋調査士制度の充実と発展に対する深いご理解とご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、我々土地家屋調査士は、日頃より土地・建物の調査・測量、境界確定、各種表題登記などを中心に業務を行っております。こうした専門的な知識と技能を活かし、登記実務上の複雑な問題解決に貢献したいと考えております。

特に、昨今の地震や火災などの災害を目の当たりにしますと、緊急車両の通行可能な道路の整備等は極めて重要であると思われます。これまでの被災地から発信していただいた教訓を踏まえ、土地家屋調査士の視点から下記のとおり要望を申し上げます。

県民の安心・安全な暮らしの実現に向けて、ご理解とご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

要望事項

1、公共用地における過年度未登記土地の早期登記処理に関する要望

道路整備等に伴う土地の買収において、登記が未了のままになっている事案が見受けられます。これには、公図の混乱や境界確認の難しさが背景にあると考えられます。登記処理が未了のままでは、災害復旧時に公共用地の正確な位置を特定することが困難となり、加えて、用地提供者の相続等によって将来紛争が発生する恐れがあります。

この未登記処理の問題については、これまでも継続的に要望を提出してまいりましたが、昨年令和８年度の要望に対しての回答は、我々土地家屋調査士と関係市町等と連携のもと、着実に解消に向けて取り組んでいきますとの回答を頂き、用地等取得事務費として5,500千円の予算計上をいただきましたが、実際の取組まれた内容、または取組む計画について具体的にご教示をお願いします。

もし、具体的な動きの無い中で今日まで推移しているのであれば、１ヶ所でも実績を作り、未登記土地を処理することによる効果がどのように反映されるものか検証することも重要であると考えます。

どうか、冒頭申し上げた防災等の観点からも未登記処理の課題については、滋賀県土地家屋調査士会および、日頃より登記業務で連携しております公益社団法人滋賀県公共嘱託登記土地家屋調査士協会にご相談いただければ、随時無料で相談に応じさせていただいておりますので予算計上前の案件や過去の処理が困難な事案についても、お気軽にご相談いただけば幸いです。

2、未登記建物の解消について

不動産登記法では、表示登記（表題登記）は、不動産の物理的状況を公的に登録する法的義務があり、原則として取得や変更から１か月以内に申請する必要があると規定されています。
また、相続登記も義務化され早２年が経過しました。昨今、発生しております地震等の自然災害の発生後の家屋の補償などにおいては、その家屋が誰のものであるかを公示する登記が無いと所有者が特定されず、補償に時間を要する事案があるとも聞いております。改めて登記の重要性を認識するものであります。このことは、公有財産も含め、県民に周知の上、認識していただく必要があります。

つきましては、防災の観点から登記の必要性について、県からも広報していただきたく要望します。

3、公共事業における専門知見を活かした制度整備の提案

（１）官民境界確定マニュアル及び取扱い要領の見直しに向けた活動支援について

滋賀県土地家屋調査士会では、県内における官民境界確定の実務のあり方について、他府県の事例や会員の実務経験をもとに調査・研究を進めております。

現在、各自治体で運用されているマニュアルや要領には、県民にとって過度な負担となっている部分も見受けられます。我々といたしましては、これまでの実務経験に基づき、これらの運用方法について、必要に応じて見直しを進めるべきであると考えております。

このような官民境界実務における課題を解決し、県民の負担を軽減するためには、各自治体、外郭団体、並びに関連士業団体が連携し、協議の場を設ける必要があると考えております。つきましては、こうした取り組みに対し党派を超えたご理解とご支援をお願い申し上げます。

（２）亡失した公共基準点について

県内には土地の位置を明確に示すための公共基準点が人口集中地区（DID 地区）を中心に設置されていますが、設置後に行われた道路整備工事等により、公共基準点ごと撤去されたり亡失したものが数多く見受けられます。公共基準点は、防災上、大変重要な財産であり、せめて公共工事の施工の際に安易に亡失させることの無いように管理・指示していただくこと、これらの公共基準点の管理体制を明確にしていただけるように強く要望します。公共基準点を亡失されますと災害時の復旧に支障をきたすことは明確であり、今一度ご理解をいただけますようお願い申し上げます。

以上

8/28